

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修について

1 「住宅改修が必要な理由書」作成について

住宅改修については、改修前の事前申請の際に介護支援専門員等の作成した理由書の提出が必要です。住宅改修によって日常生活（食事、移動、入浴、排泄などに関する動作等）をどのように変えたいのか明確にして、記載してください。また、改修箇所の使用頻度や日常動線等の確認を行うとともに、改修によってどのような効果があるのかを理由書に記載してください。改修内容は、画一的に判断するものではありませんが、介護支援専門員の皆様には、心身の状況、住宅の状況、家族構成等を総合的に勘案し、改修前の丁寧なアセスメントと現場確認を行い、施工内容の検討や福祉用具の使用等改修以外の方法の提案及び改修後のモニタリングでの利用状況の確認等適切なケアマネジメントによる支援に努めていただきますようお願いいたします。

2 住宅改修の適切な事務の励行について

鹿沼市では着工前に「住宅改修事前届出書」を収受後、介護認定状況や改修内容等を審査し、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）決定通知書」を送付しております。決定通知書には介護給付での改修承認の可否が記載されており、承認された改修のみ介護給付の対象となります。令和7年度、承認していないにもかかわらず改修をしていたケースや介護認定がない状態で「住宅改修事前届出書」を提出されたケース、「住宅改修事前届出書」の内容と全く異なる改修をしたケースがありました。正しい手順を踏まない場合、介護給付の対象とならない場合があります。被保険者及び家族、施工業者、専門職等と事務手順等を共有し、住宅改修のルールの徹底をお願いします。

3 医療との連携について

住宅改修はその性質から多岐にわたる専門的知見が求められ、被保険者の身体機能や生活動線、住環境等について、具体的に評価する必要があります。被保険者が訪問看護、通所・訪問リハビリテーション、退院時の在宅訪問指導等の利用により、リハビリテーション専門職と関わりのある場合は、助言等を求め、関連職との連携により、さらに効果的な改修となるよう適切なケアマネジメントによる支援に努めていただきますようお願いいたします。

4 住宅改修の点検について

昨年度に引き続き、令和 7 年度も介護保険給付適正化事業の一環として住宅改修点検業務を行いました。今年度は書類点検を全件、改修前訪問点検を 15 件、改修後訪問点検を 4 件行いました。点検の結果、以下のような事例がありました。

- ・ 事前申請の改修内容と点検時に家族に聞き取った改修内容が違う。
- ・ 知人の建築業者の勧めでオーバースペックと思われる改修
- ・ 本人の身体状況の家族の強い意向や希望により行った改修
- ・ 被保険者の身体状況や住環境から勘案して必要性が薄い改修
- ・ 改修後の本人の動線が不明な改修

介護支援専門員に置かれましては、被保険者の身体機能や日常生活動作の評価、将来的な身体機能の変化の予後予測、そして疾患の特例を踏まえた改修となるようご家族にご助言をお願いします。